

週休2日制度を活用する工事の実施について

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められています。南あわじ市では、より多くの建設会社が必要さを認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことを目的として「週休2日制度を活用する工事」を実施します。

【週休2日制度を活用する工事の内容】

次のとおり**兵庫県に準じた取り組み**を実施します。

○対象工事

基本的に、南あわじ市が発注する**全ての土木請負工事を対象**

<対象外工事>

- ・点検・清掃・除草等の作業
- ・災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ・「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事
- ・現場作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外すことができる。

対象工事については、入札段階（入札公告、特記仕様書等）で、週休2日制度の対象であることを明記します。

○予定価格への反映（労務費等の補正）

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所の達成状況に応じて減額変更する。

※事務取扱要領については、兵庫県のもの為準用しますので、経費の補正方法等詳細は、「週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領」（兵庫県土木部）を参照してください。**ただし、現場閉所の達成状況に応じた工事成績の評定等については、当面の間、実施対象外とします。**

兵庫県土木部「週休2日制度を活用する工事」掲載箇所へのリンク→

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/gijyutsukannri.html>

○開始時期

令和6年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う建設工事から適用。

（この件に関する問い合わせ先）
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310